富山市下水道排水設備指定工事店

申請・届出の手引き

富山市上下水道局　給排水サービス課

改訂履歴
初　　版：令和５年　６月　「更新申請の手引き」として公開
第１改訂：令和６年　９月　「申請・届出の手引き」として改訂公開
第２改訂：令和７年　４月　ユニバーサルデザインフォントに改訂
第３改訂：令和７年１２月　「使用器材」と「責任技術者の専属確認」について改訂
第４改訂：令和８年　３月　責任技術者の要件緩和などについて改訂

１．はじめに（必ずお読みください）

【申請・届出共通の注意事項】

１．各種書類の押印が原則として不要になりました。
２．「責任技術者証」に関すること（記載事項の変更など）は、富山県下水道協会（076-432-8740）へ問い合わせください。

【新規申請に関する注意事項】

１．指定工事店となるには、次の各号にすべて適合していることが必要です。
　１）富山県下水道協会に登録した責任技術者を選任していること
　２）工事の施工に必要な設備及び器材を有していること
　３）富山県内に営業所があること
　４）次の各号にいずれも該当しないこと
　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
　　イ　指定工事店の指定を取り消されてから２年を経過していない者
　　ウ　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
　　エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
　　オ　法人にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
２．提出書類
　次ページ「２．提出書類一覧と組織変更又は合併が生じる場合の届出方法」を参照してください。
３．指定の有効期限
　５年以内
４．新規指定登録手数料等
　新規指定登録手数料　　２０，０００円
　図書代金（排水設備工事施工指針）　　２，０００円
　（図書代金は購入が必要な場合のみ。いずれも後日郵送する納付書で納付）
５．申請から指定までの流れ
　随時受付しておりますが、<u>給排水サービス課で書類の確認を受けてから、講習会の日程確認等を行ってください。新規申請書類の郵送は受付しません。</u>
　毎月月末まで申請を受理した分について、翌月の指定する日に上下水道局で実施する新規指定講習を受講していただきます。
　申請の翌々月の初日から指定工事店として指定されることとなります。

（イメージ）　6/10 申請　→　7/20 講習受講　→　8/1 指定工事店証交付

指定工事店として活動できる日

【更新に関する注意事項】

１．令和８年度から、郵送での更新申請を受付します。早めの申請にご協力をお願いします。

注意点

・宛先：〒930-0859　富山市牛島本町二丁目１－２０
富山市上下水道局　給排水サービス課　下水道排水サービス係

・封筒：Ａ４用紙を折らずに送付できる「角２」封筒での送付にご協力ください

・申請に関する担当者が明確にできるものを添えてください

２．更新を希望しない場合は、廃止の届出を行ってください。
（届出様式は検索サイトで「富山市　下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、下記ＵＲＬからアクセスしてください）
http://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html

３．今回の更新までの間に、届出すべき変更事項※があったが、届出をしていない場合は、更新申請をする前に「変更」の届出を行ってください。
変更の届出も郵送での提出を認めますが、上記１の「※注意点」も参照願います。
更新申請で変更の届出を兼ねることはできません。
※届出すべき変更事項（詳細は次ページをご覧ください）

・名称又は所在地に変更があったとき

・代表者に異動があったとき

・役員に異動があったとき（法人の場合）

・選任した責任技術者に異動があったとき

（届出様式は検索サイトで「富山市　下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、下記ＵＲＬからアクセスしてください）
https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html

４．更新に伴う手数料は不要です。

５．写真は「過去３ヶ月以内」に撮影したものを使用してください。前回写真の再使用が確認された場合、申請を受理しません。

【排水設備工事責任技術者の兼任について（令和８年３月改正）】

「排水設備工事責任技術者」について、営業所ごとの「専属」から「選任」に見直し、営業所間での「兼任」を認めることとなりました。詳しくは窓口でお問い合わせください。

なお、責任技術者を兼任する場合における兼任状況の確認は、「８．専属する責任技術者の名簿」の項目で行います。

2．提出書類一覧と組織変更又は合併が生じる場合の届出方法

新規・更新申請及び変更の届出を行う場合の提出書類を表にまとめました。
様式は検索サイトで「富山市　下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、
下記ＵＲＬからもアクセスできます。
https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html

手引きの参照No.		3	4	5	6	7	―	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
No.	届出の種類	申請書（様式第２号）	廃止（休止・再開）届（様式第５号）	変更届（様式第６号）	書換え交付申請書（様式第４号の２）	再交付申請書（様式第４号）	現在所持している最新の指定工事店証	責任技術者名簿	責任技術者証の写し	責任技術者の雇用関係を証する書類	器材調書	器材重機等の写真	営業所平面図及び近見取図	営業所の写真	（法人の場合）登記事項証明書	（法人の場合）定款の写し	誓約書	（個人事業主の場合）本人確認書類
―	指定の更新	●						●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
①	新規申請	●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	名称変更			●	●		●								●	●	●	●
③	法人のみ 代表者変更			●	●		●								●	●	●	
④	所在地変更			●	●		●						●	●	●	●	●	●
⑤	役員の異動			●											●		●	
⑥	責任技術者増			●				●	●	●								
⑦	責任技術者減			●				●										
⑧	廃止		●				●											
⑨	休止		●				●											
⑩	再開		●															
⑪	再交付					●	●	←現存する場合は提出										

責任技術者を兼任させる／兼任を解く場合
→⑥・⑦の手続きが必要です。

組織変更又は合併が生じる場合の届出方法

（例：②→上表②の●の書類を提出）

種別	変更等の例			提出書類群
組織変更	（法人化）　個人事業主から法人へ		［廃止して新規指定］	①　（別途⑧の手続きも必要）
	（個人相続）　相続人（個人）が事業を継続		［廃止して新規指定］	①　（別途⑧の手続きも必要）
	（個人化）　法人から個人事業主へ		［廃止して新規指定］	①　（別途⑧の手続きも必要）
	（組織変更）　合同会社・合名会社・合資会社		［廃止して新規指定］	①　（別途⑧の手続きも必要）
	（組織変更）　有限会社から株式会社へ		［変更］	②　（所在地も変わる場合は④）
	（組織変更）　合同会社・合名会社・合資会社間		［変更］	②　（所在地も変わる場合は④）
合併	指定工事店Aと指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併［Aは変更　Bは廃止］	Aが提出する書類	★　（変更事項のみ届出）
			Bが提出する書類	⑧
		新会社C設立（新設合併）［A,Bは廃止　Cは新規］	Aが提出する書類	⑧
			Bが提出する書類	⑧
			Cが提出する書類	①
	会社A（指定工事店でない）と指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併［Aは新規　Bは廃止］	Aが提出する書類	①
			Bが提出する書類	⑧
		新会社C設立（新設合併）［Bは廃止　Cは新規］	Aが提出する書類	なし
			Bが提出する書類	⑧
			Cが提出する書類	①

★合併前に届出済の項目（名称や責任技術者の数など）に変更がある場合は、変更届を提出してください。
例）合併により責任技術者増→⑥　役員が変更→⑤

３．下水道排水設備指定工事店指定（新規・更新）申請書（様式第２号）

様式第２号（第７条・第９条関係）

該当箇所に
○をつける

富山市下水道排水設備指定工事店指定（新規・更新）申請書

令和○○年××月△△日

（宛先）

「本社」と「県内の営業所」が異なる場合

「申請者」欄は「本社」の情報
「電話番号」欄は「営業所」の情報
「県内の営業所」欄は「営業所」の情報
を、それぞれ記載してください。

ＦＡＸをお持ちの場合は
空欄にＦＡＸ番号を記載
してください

申 請 者　　住所（所在地）〒９３０－＊＊＊＊
富山市○○町一丁目×－△

氏名（名称及び代表者の氏名）
富山○○設備㈱
代表取締役　富山　太郎

○をつける
「新規」→「第7条」
「更新」→「第9条」

電話　　０７６（４３２ ）＊＊＊＊

富山市下水道排水設備指定工事店の指定（新規・更新）を受けたいので、富山市下水道条例施行規程（第７条・第９条）の規定により、次のとおり申請します。

指定番号　（指定更新の申請の場合のみ記入）		9999　（更新の場合）記載漏れ注意
県内の営業所	所在地	富山市●●町■▲
	名称	富山○○設備㈱　牛島営業所
	従業員数	3
	責任技術者の数	2
	責任技術者の氏名	排水　一郎
		排水　二郎
		（書ききれない場合は）↓ 排水一郎　外１０名

添付書類

1　選任する責任技術者の名簿、責任技術者証の写し、及びその雇用関係を証する書類並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼任が分かる書類
2　排水設備等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
3　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
4　法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書の写し
5　富山市下水道条例施行規程第６条第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
6　その他管理者が必要と認める書類

４．廃止（休止・再開）届（様式第５号）

様式第５号（第１４条関係）

休止・再開の場合は
該当箇所に○をつける

富山市下水道排水設備指定工事店事業廃止（休止・再開）届

令和○○年××月△△日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

廃止：指定工事店の事業を廃止する場合
休止：指定工事店の事業を一時的に休む場合
再開：休止状態から復帰する場合

住所（所在地）〒９３０－＊＊＊＊

富山市○○町一丁目×－△

届出者　氏名（名称及び代表者の氏名）

富山○○設備㈱

代表取締役　富山　太郎

休止・再開の場合は
該当箇所に○をつける

電話　０７６（４３２）＊＊＊＊

下水道排水設備等の工事の事業を廃止（休止・再開）したいので、富山市下水道条例施行規程第１４条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

指　定　番　号		9999
指　定　期　間		令和○○年××月□□日から 令和◇◇年◎◎月◎◎日まで
県内の営業所	所　在　地	富山市●●町■▲
	名　称	富山○○設備㈱　牛島営業所
廃止（休止・再開）年月日		令和●●年■■月▲▲日
休止の場合は、その予定期間		令和●●年■■月▲▲日から 令和○○年□□月△△日まで
廃止（休止・再開）の理由		（それに至った理由を簡潔に記載します）

休止期間が指定期間終期を超える場合、
更新申請は通常通り行ってください

廃止・休止の場合は「指定工事店証」も提出してください

添付書類　廃止又は休止の場合は、指定工事店証

５．変更届（様式第６号）

様式第６号（第１４条関係）

富山市下水道排水設備指定工事店変更届

令和〇〇年××月△△日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

住所（所在地）〒９３０－＊＊＊＊
富山市〇〇町一丁目×－△
申 請 者　氏名（名称及び代表者の氏名）
富山〇〇設備㈱
代表取締役　富山　太郎
電話　０７６（４３２ ）＊＊＊＊

下水道排水設備等の工事の施工に関する事業に変更があったので、富山市下水道条例施行規程第１４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

指　定　番　号		9999
指　定　期　間		令和〇〇年××月□□日から 令和◇◇年◎◎月◎◎日まで
県内の営業所	所　在　地	富山市●●町■▲
	名　称	富山〇〇設備㈱　牛島営業所
変　更　事　項 該当箇所に〇をつける（複数選択可）		1　名称の変更 (2) 所在地の変更 (3) 代表者又は役員の異動 4　選任する責任技術者の異動
変　更　内　容 変更内容が複数ある場合は、例のとおり分けて記載してください		2:富山市■■町●●　3:富山次郎
	新	2:富山市●●町■▲　3:富山三郎
変　更　の　理　由		2:営業所移転のため　3:役員交代のため

６．書換え交付申請書（様式第４号の２）

様式第４号の２（第１０条関係）

富山市下水道排水設備指定工事店証記載事項書換え交付申請書

令和〇〇年××月△△日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

書換え対象となる変更項目
・指定工事店の名称
・代表者名
・営業所所在地

申 請 者　住所（所在地）〒９３０－＊＊＊＊
富山市〇〇町一丁目×－△
氏名（名称及び代表者の氏名）
富山〇〇設備㈱
代表取締役　富山　太郎
電話　０７６（４３２ ）＊＊＊＊

富山市下水道排水設備指定工事店証の書換え交付を受けたいので、富山市下水道条例施行規程第１０条第４項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	旧	富山市■■町●●　，　富山　次郎 書き換え対象項目が複数ある場合は、本書１枚にすべて記載してください
	新	富山市●●町■▲　，　富山　太郎

添付書類　指定工事店証　最新の指定工事店証も提出してください

７．再交付申請書（様式第４号）

様式第４号（第１０条関係）

富山市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

令和〇〇年××月△△日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

住所（所在地）〒９３０－＊＊＊＊

富山市〇〇町一丁目×－△

届出者　　氏名（名称及び代表者の氏名）

富山〇〇設備㈱

代表取締役　富山　太郎

電話　　０７６（４３２ ）＊＊＊＊

富山市下水道排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので、富山市下水道条例施行規程第１０条第３項の規定により、次のとおり申請します。

指　定　年　月　日	令和Ｘ年Ｙ月Ｚ日
指　定　番　号	9999
申　請　の　理　由	紛失・き損により記載すべき情報が不明な場合は、お問い合わせください （再交付に至った理由を簡潔に記載すること）
破損、汚損等、一部でも現存している場合は持参してください	

添付書類　破損し、又は汚損した場合は、当該指定工事店証

８．責任技術者名簿

（第７条・第９条関係）

責任技術者名簿

（新規以外の場合）
番号記載漏れに注意

指定番号　第９９９９号

ふりがな 氏　　名	住　　所	責任技術者 登録番号	摘　要 （携帯電話番号）
はいすい　いちろう 排水　一郎	〒930-**** 富山市○○町△丁目○-△	第９００＊＊号	090-1234-****
はいすい　じろう 排水　二郎	〒931-**** 中新川郡立山町○○	第９０１＊＊号	080-4567-****
「ふりがな」は 必ず記載	〒	電話番号の記載は任意ですが、問い合わせや、検査日程の調整を円滑に行うため、可能な限り記載をお願いします	
	〒	第　　号	
	〒		
	〒		
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	

他の営業所で責任技術者を兼務している場合は、本表の空きスペースに
【排水二郎は、○○営業所の責任技術者を兼務する】
兼務を解く場合は、本表の空きスペースに
【排水五郎は、本営業所における兼務を解く】

などとそれぞれ明記してください。

責任技術者証の記載事項と事実が異なる場合は、先に富山県下水道協会で記載事項の変更手続きを行ってから本書を作成してください

※富山県下水道協会　電話０７６－４３２－８７４０

*摘要欄に検査時等の連絡用に、支障のない方は携帯電話番号の記載をお願い致します。

９．責任技術者証の写し

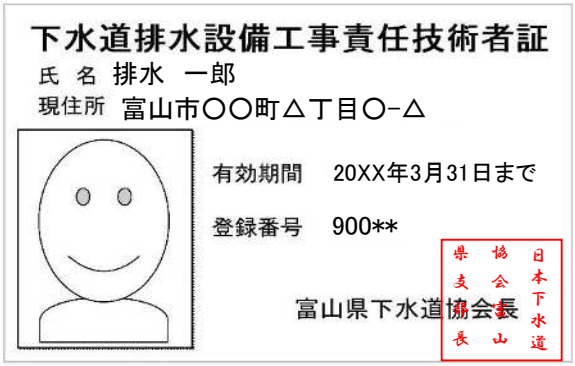

「富山県下水道協会」が発行した責任技術者証で、「有効期間内」のものであるか確認してください。

責任技術者が２名以上在籍する場合は、「責任技術者名簿」に記載した順序で責任技術者証を重ならないよう並べてコピーしてください。

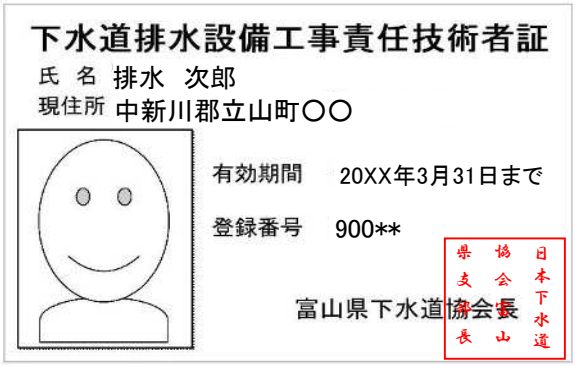

責任技術者証の記載事項と事実が異なる場合は、先に「富山県下水道協会」で記載事項の変更手続きを行ってから本書を作成してください。

※富山県下水道協会
電話０７６－４３２－８７４０

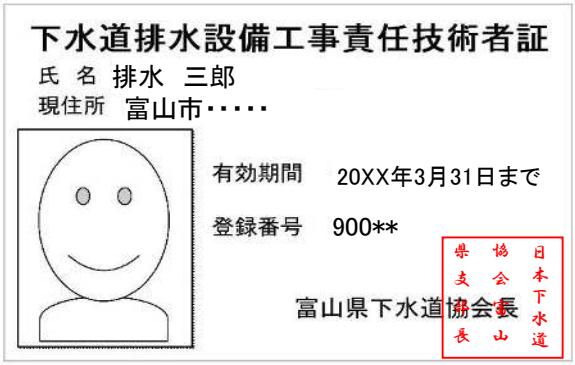

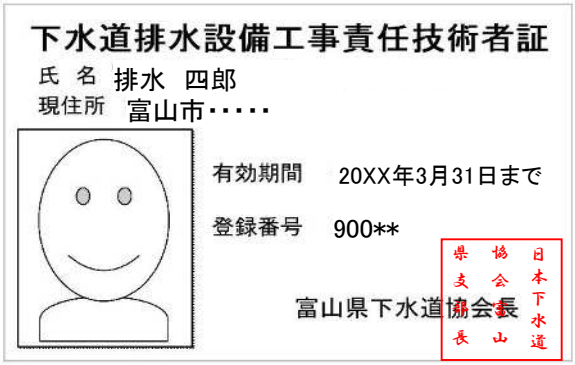

１０．責任技術者の雇用関係を証する書類

本項は、所属する責任技術者が、一つの「事業所」だけに所属している者であるかを確認するためのものです。

「健康保険被保険者証」は、令和７年１２月１日をもって無効となりましたので、雇用関係を証する書類として使用することはできません。
また、「マイナ保険証」も「事業主の記載」がないため、同様に雇用関係を証する書類として使用できません。

そのため、以下のいずれかの書類の写し等を提出してください。

●雇用関係を証する書類の例（いずれも最新のもの）
・源泉徴収票
・給与明細書
・健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（日本年金機構発行）
・健康保険料、厚生年金保険料納入告知額・領収済額通知書（日本年金機構発行）
・雇用保険被保険者　資格取得等確認通知書（公共職業安定所発行）

氏名、事業者名、発行年月、書類の種類（源泉徴収票、給与明細書など）が確認できるようにし、金額や生年月日など雇用関係の証明に必要のない部分は黒塗りとしてください。

責任技術者が代表者または役員（登記事項証明書に記載されている者）である場合は、雇用関係を証する書類の添付は不要です。

上記の書類をどれも揃えられない場合に限り、「代表者印」が付されている「社員証」や「社員証明書」での証明も認めます。

１１．施工に必要な設備及び器材を有する書類（器材調書）

本項は、排水設備工事に必要な資機材を保有していることを示す書類です。
排水設備工事に必要な所有工具を記入してください。

排水設備指定工事店器材調書

種　別	名　　称	型式・性能	数量
管加工工具	金切鋸	○○250mm	1
	ヤスリ	250mm	1
	ネジ切り機	13A～25A	1
管敷設用具	スコップ類		5
	ツルハシ		1
一般工具	パイプレンチ	200～600mm	5
	モーターレンチ	○×250mm	1
電動工具	削岩機	○×1500	1
	電動ハンマードリル	○△2460F	1
測定用器具	巻尺	30m	3
	レベル		2
安全用具	バリケード		50
	カラーコーン	70cm	40
車輌・重機	ダンプトラック	4t	1
	バックホウ	0.15㎥	1
その他	発電機	50kVA	2

ここに記載してある器材はあくまでも一例です。
実際に保有している主要器材を記入してください。

注：空欄に所持する工具・器具・車輌・重機等を記載すること。

１２．器材重機等の写真

管加工工具

バンドソー

新規指定時のみ写真の提出が必要です。
（更新申請時は不要です。）

管加工工具

高速切断機

写真帳の様式は任意です。
「排水設備指定工事店器材調書」に記載した工具のうち、「種別」ごとの代表写真※で構いません。

※「種別」ごとの代表写真とは…
「管加工工具」で１枚　「管敷設用具」で１枚　「一般工具」で１枚
「電動工具」で１枚　「測定用器具」で１枚　「安全用具」で１枚
「車両・重機」で１枚　「その他」で１枚

金切り鋸
ベストソー

１３．営業所の平面図及び付近見取図

（第７条・第９条関係）

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

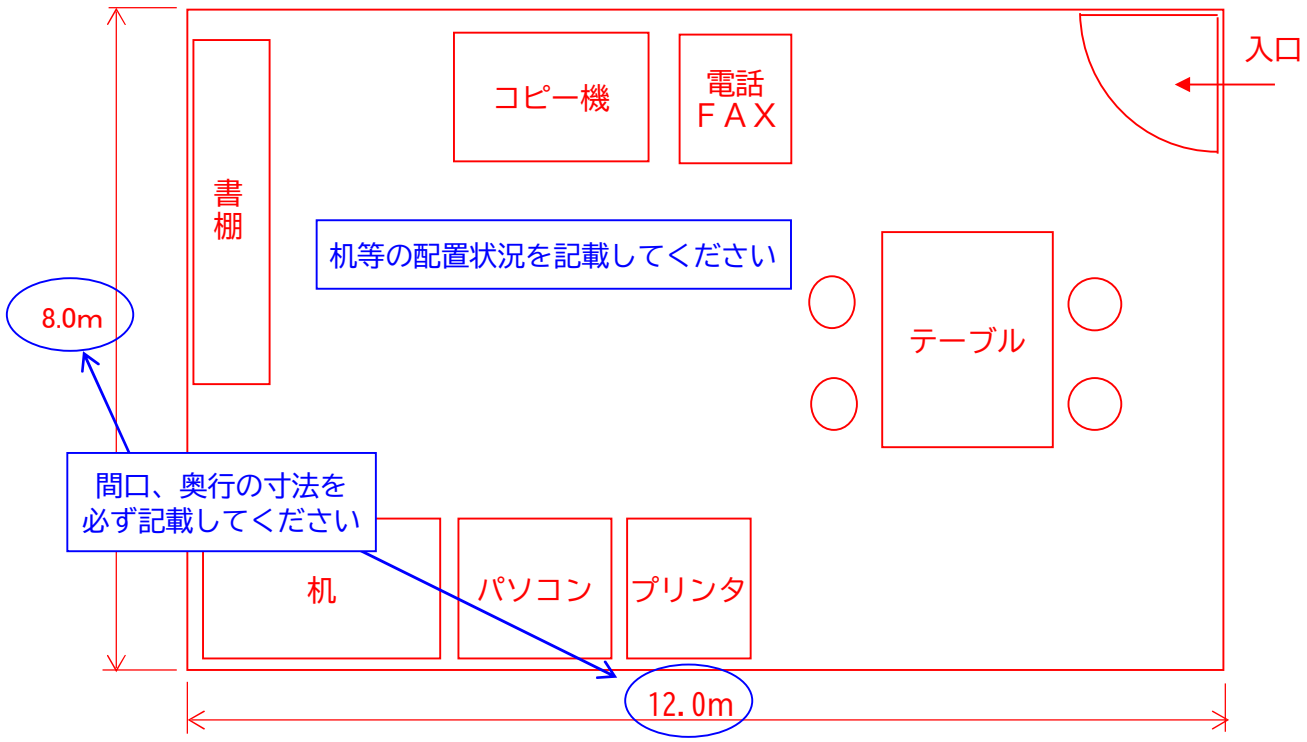

付近見取図

（注）１　営業所の写真は外部及び内部の全体（器材を含む）の状況がわかるもの数枚。
２　平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
３　付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

１４．営業所の写真

営業所の写真は新規・更新いずれの場合も必要です

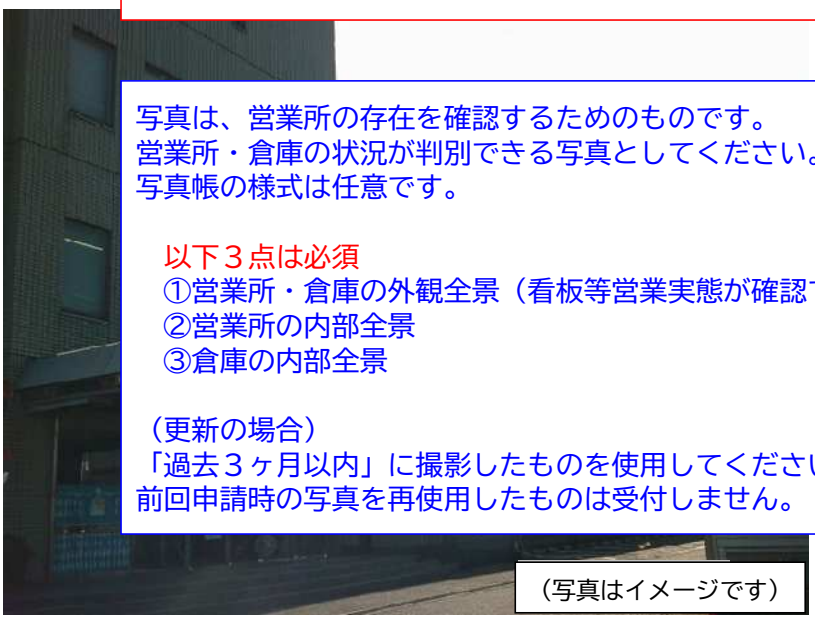

営業所全景

写真は、営業所の存在を確認するためのものです。
営業所・倉庫の状況が判別できる写真としてください。
写真帳の様式は任意です。

以下３点は必須
①営業所・倉庫の外観全景（看板等営業実態が確認できるものを含むように）
②営業所の内部全景
③倉庫の内部全景

（更新の場合）
「過去３ヶ月以内」に撮影したものを使用してください。
前回申請時の写真を再使用したものは受付しません。

営業所内部

器材倉庫

１５．登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書は２種類（①履歴事項全部証明書　②現在事項全部証明書）あります。
原則として①を提出してください。ただし、
　・新規申請の場合
　・更新申請の場合で、直近の更新・変更の届出以降、登記事項に変更がない場合
に限り②でも可とします。
発行日から「３ヶ月以内のもの」で「原本」を提出してください。

「指定給水装置工事事業者」の申請届出も同時に行う場合で、原本をすでに提出済の場合は、コピーしたものに「原本は給水に提出」と記入して提出してください。

履歴事項全部証明書

富山市○○町一丁目×－△
富山○○設備株式会社

会社法人等番号	０００００－００－０００００００	
商　号	富山○○株式会社	
	富山○○設備株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
本　店	富山市△△町二丁目○－○	
	富山市○○町一丁目×－△	何年何月何日移転
公告をする方法	当会社の公告は、東京	
役員に関する事項	取締役　甲	
	取締役　甲	
	[redacted] 代表取締役　富山太郎	
	[redacted] 代表取締役　富山太郎	何年何月何日重任 何年何月何日登記

（更新申請の場合）
「届出すべき変更事項※」があったのに届出をしていない場合は、「変更の届出を先に」行ってから更新申請を行ってください。

※届出すべき変更事項
・名称又は所在地に変更があったとき
・代表者に異動があったとき
・役員に異動があったとき（←要注意）

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

何年　何月　何日
○○法務局○○出張所
登記官　○○○○　職印

１６．定款の写し（法人の場合）

定款原本の写しを提出してください。
原本の写しには「原本の写しである証明※」が必要です。
定款「原本」と「写し」を持参し、窓口職員が確認することで、原本確認を行ったこととすることもできます。

※「原本の写しである証明」方法の例

①公証人の認証がある場合は「原本の写しである証明」として取り扱います。

令和Ｘ年　登簿第ＹＹＹＹ号

認　　　証

本定款の社員○○○○外１名の代理人△△△△は被代理人全員が本定款における各自の記名押印をそれぞれ自認する旨を本公証人の面前で陳述した。

上記のとおり認証する。

令和Ｘ年Ｙ月Ｚ日　本職役場において

富山市新桜町○－○○

○○地方法務局所属

公証人　○○　○○　印

②電磁的記録による認証も「原本の写しである証明」として取り扱います。

電磁的記録の認証

申請番号：○○○○○○

認　証　日：20XX年YY月ZZ日

登簿管理番号：△△△△△

公　証　人：□□□□

所属法務局：○○地方法務局

公証役場：◇◇公証役場

認証文

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
電子署名したことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、この定款を認証する。

③上記以外の場合は、定款の最終ページの余白に、下記の署名（代表者の自署もしくは記名押印のことをいいます。）を行うことで「原本の写しである証明」として取り扱います。

押印はなぜ必要ですか？
原本の写しであることを「証明」するため

代表者名が…
「本人直筆」→押印不要
「ゴム印等」→押印必要

（記載例）

この定款は、当社の定款に相違ありません。

令和Ｘ年Ｙ月Ｚ日

富山○○設備㈱

代表取締役　富山　太郎

１７．誓約書

誓　約　書

（宛先）富山市上下水道事業管理者

富山市下水道条例施行規程第６条第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

富山市下水道条例施行規程第６条第４号

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　第15条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ　法人にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

令和Ｘ年　Ｙ月　Ｚ日

申請者

名　　称　　富山〇〇設備㈱

指定工事店指定（新規・更新）申請書の「申請者」と同じ内容 →

住　　所　　富山市〇〇町一丁目×－△

代 表 者 氏 名　　富山　太郎

１８．（個人事業主の場合）本人確認書類

指定工事店が個人事業者の場合は、事業主本人が「本人確認書類※」を持参すれば、住民票の提出を省略することができます。

事業主本人が来局できない場合は、事業主本人の「住民票（発行から３ヶ月以内のもの）」を申請書類に添えて手続きを行ってください。

「指定給水装置工事事業者」の申請届出も同時に行う場合で、原本をすでに提出済の場合は、コピーしたものに「原本は給水に提出」と記入して提出してください。

※本人確認書類とは…
「官公署」発行の顔写真付の身分証明書のうち「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもので、有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。
代表的なものとして、「自動車運転免許証」があります。

●本人確認書類の例
（下水道排水設備工事責任技術者証は「官公署」発行のものではないため不可）

マイナンバーカード
運転免許証
旅券（パスポート）
在留カード
特別永住者証明書
住民基本台帳カード(写真付)
船員手帳
海技免状
小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証
戦傷病者手帳
宅地建物取引主任者証
電気工事士免状
無線従事者免許証
認定電気工事従事者認定証
特種電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
教習資格認定証
警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳（写真付）
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）
その他官公署の発行した身分証明書（写真付）